

税務課よりお知らせ

所得税の確定申告、住民税（町県民税）申告が終わりました。住民税の納付が特別徴収（住民税が毎月の給料から引かれる）の方へは1年分の税額通知を5月の中旬頃それぞれの職場（特別徴収義務者）へ、普通徴収（住民税を納付書によって各個人が納める）の方にはそれぞれの家庭に6月の中旬頃、税額通知と納付書を発送いたします。この納税通知書、納付書（納入書）の様式が電算システムの変更により、昨年までのものと変更となっています。ご注意ください（平成18年12月以降に税額変更等があった方にはすでに様式変更後の通知書にて連絡しております）。

平成19年度所得証明書、課税証明書の発行は6月1日以降となります。なお、各種証明書申請には本人確認ができる身分証明書（運転免許証、住基カード、保険証など）の提示が必要です。また、確定申告や住民税の申告をしていないと、これらの証明書の発行ができません。まだ申告が済んでいない方は至急申告をするようにしてください。

確定申告の修正をする方は、すでに税務署に提出されている確定申告書の控えと修正をする内容のわかる証明書（生命保険料控除証明書、国民健康保険料の領収書等）をもって小田原税務署にて修正申告をしてください。詳しくは小田原税務署（電話：35-4511）へお問い合わせください。

土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

税務課 内線265～267

平成19年度固定資産税の土地価格等縦覧帳簿と家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を実施します。縦覧期間中は、納税者が自己の土地又は家屋の価格（評価額）と他の土地又は家屋の価格（評価額）を土地価格等縦覧帳簿や家屋価格等縦覧帳簿により比較することができます。

また、自己の所有する固定資産の平成19年度の課税内容についても、固定資産課税台帳により確認することができます。

その他、土地の評価に係る標準地・路線価図についても閲覧ができます。

【縦覧期間】4月2日(月)～5月31日(木)

8:30～17:15 土・日・祝日を除く

【縦覧場所】第2庁舎1階 税務課

【縦覧対象者】湯河原町に土地又は家屋を所有し、平成19年度に固定資産税を納税する方（同居の親族、納税者から文書で委任された方、納税管理人、固定資産の共有者は可）

縦覧時には、本人確認のため、免許証、パスポート、平成19年度固定資産税納税通知書等本人を確認できるものを提示していただきます。